

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 6

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【病院局医療センター事務局経営企画課】 7

◇ 公営競技局

- 北九州市自転車競走実施条例施行規程【公営競技局総務課】 1 3
- 北九州市自転車競走競技規程【公営競技局総務課】 3 7
- 北九州市競輪制裁審議会議事規程【公営競技局総務課】 4 7
- 北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程【公営競技局総務課】 4 9
- 北九州市自転車競走電話投票実施規程【公営競技局総務課】 5 4

北九州市告示第 251 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

下上津役第三町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	川本ひろ子	北九州市八幡西区下上津役四丁目 2 番 3 - 306 号
変更後	深田誠二	北九州市八幡西区下上津役四丁目 9 番 6 号

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市告示第 252 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

鉄竜二丁目自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	中村末高	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 1 4 番 1 2 号
変更後	高村歳和	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 8 番 7 号

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 8 日

北九州市告示第 253 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	宮野誠司	北九州市若松区大字竹並 7 4 4 番地
変更後	宮野勇次郎	北九州市若松区大字竹並 7 4 8 番地 2

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市告示第 254 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

陣出原町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	加藤 猛	北九州市八幡西区上上津役五丁目 29 番 7 号
変更後	大谷幸男	北九州市八幡西区上上津役五丁目 27 番 22 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上上津役五丁目 29 番 7 号
変更後	北九州市八幡西区上上津役五丁目 27 番 22 号

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市公告第344号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月28日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	電源供給車（消防航空隊用） 1台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成31年3月1日
	納入場所	北九州市消防訓練研修センター（北九州市小倉北区東港一丁目2番5号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成30年6月11日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成30年6月19日から同月26日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月27日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年6月27日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市病院局公告第18号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月28日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

病棟生体情報モニタ 一式

(2) 購入品目の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 納入期限 平成31年3月31日

(4) 納入場所 北九州市病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成３０年６月１８日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目１番１号

北九州市病院局医療センター事務局経営企画課

イ 日時 公告の日から平成３０年７月１０日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目１番１号

北九州市病院局医療センター 別館６階 ６０１会議室

イ 日時 平成３０年６月２２日午前１０時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成３０年６月１８日までに競争参加の申出書を北九州市病院局医療センター事務局経営企画課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第１号アの場所に書留郵便により、平成３０年７月９日午後５時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市病院局医療センター 別館６階 ６０１会議室

イ 日時 平成３０年７月１０日午前１０時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和４２年北九州市病院局管理規程第１４号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当

する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局医療センター事務局経営企画課

〒802-0077 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831

6 Summary

(1) Product and Quantity

Patient monitor for wards

Quantity:1 set

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m., July 10, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., July 9, 2018

(4) For further information, please contact:

Administration Division, Medical Center, Municipal Hospitals Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市病院局公告第19号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月28日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

高精度放射線治療システム及び保守業務 一式

(2) 購入品目の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 納入期限 平成31年3月31日

(4) 保守業務の期間 購入物品の稼働開始の日から4年間

(5) 納入場所 北九州市病院局長が指示する場所

(6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成３０年６月１８日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目１番１号

北九州市病院局医療センター事務局経営企画課

イ 日時 公告の日から平成３０年７月１０日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目１番１号

北九州市病院局医療センター 別館６階 ６０１会議室

イ 日時 平成３０年６月２２日午前１１時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成３０年６月１８日までに競争参加の申出書を北九州市病院局医療センター事務局経営企画課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第１号アの場所に書留郵便により、平成３０年７月９日午後５時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市病院局医療センター 別館６階 ６０１会議室

イ 日時 平成３０年７月１０日午前１１時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和４２年北九州市病院局管理規程第１４号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規程におい

て準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局医療センター事務局経営企画課

〒802-0077 北九州市小倉北区馬借二丁目 1 番 1 号

電話 093-541-1831

6 Summary

(1) Product and Quantity

High precision radiation therapy system and maintenance

Quantity:1 set

(2) Deadline of Tender(by hand)

11:00a.m., July 10, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., July 9, 2018

(4) For further information, please contact:

Administration Division, Medical Center, Municipal Hospitals Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公営競技局管理規程第35号

北九州市自転車競走実施条例施行規程を次のように定める。

平成30年5月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走実施条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 開催執務委員

第1節 通則（第6条—第9条）

第2節 委員長、副委員長その他の開催執務委員（第10条—第18条）

第3章 開催要項（第19条—第27条）

第4章 参加申込み、検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定、番組の編成並びに選手の管理

第1節 参加申込み（第28条—第30条）

第2節 検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定（第31条—第37条）

第3節 番組の編成（第38条—第40条）

第4節 選手の管理（第41条—第44条）

第5章 制裁（第45条—第49条）

第6章 異議の申立て（第50条—第52条）

第7章 入場料、入場券、回数券及び入場者並びに競輪場内及び場外車券売場内の取締り

第1節 入場料、入場券、回数券及び入場者（第53条—第61条）

第2節 競輪場内及び場外車券売場内の取締り（第62条・第63条）

第8章 勝者投票及び払戻し（第64条—第80条）

第9章 雑則（第81条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北九州市（以下「市」という。）が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号。以下「条例」という。）により実施する自転車競走（以下「競輪」という。）は、自転車競技法（昭和23年法律第2

09号。以下「法」という。)及び自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)によるほか、この規程に定めるところによる。

(規程の適用)

第2条 競輪に関係する者は、全てこの規程を知っているものとみなし、知らないことを理由としてその適用を免れることはできない。

(競輪の呼称)

第3条 市が行う競輪の呼称は、次のとおりとする。

〇〇年度第〇回北九州市営小倉競輪

(開催要項)

第4条 競輪開催について必要な事項は、競輪開催ごとに開催要項で定める。

(競輪開催事項の公示)

第5条 競輪開催事項の公示は、北九州市公報、法第23条第1項に規定する競輪振興法人(以下「競輪振興法人」という。)が発行する公報、市が競輪開催ごとに発行する出走表又は場内掲示をもって行う。

第2章 開催執務委員

第1節 通則

(開催執務委員の構成)

第6条 競輪を開催しようとするときは、当該競輪に関する事務を執行させるため、次の開催執務委員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 競技委員長
- (4) 競技副委員長
- (5) 総務委員
- (6) 投票委員
- (7) 場内取締委員
- (8) 番組編成委員
- (9) 検車委員
- (10) 選手管理委員
- (11) 審判委員

2 前項各号の委員は、それぞれ1人又は数人とし、その職務の執行を補助させるため必要な係員を置く。

3 開催執務委員及び係員の構成は、付表第1の基準による。

第7条 委員長には、市の職員を充てる。

2 開催執務委員（委員長を除く。）のそれぞれ1人以上及び係員には、市の職員を充てる。ただし、市が条例第6条の規定により、法第3条各号に掲げる事務を委託したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を充てる。

（1） 法第3条第1号に掲げる事務（次項、第11条第1項及び第12条第1項において「競技関係事務」という。）を執行する開催執務委員（副委員長を除く。）及び係員 法第38条第1項に規定する競技実施法人（第30条第2項において「競技実施法人」という。）の役職員

（2） 法第3条第2号及び第3号に掲げる事務を執行する開催執務委員のそれぞれ1人以上及び係員 市の職員又は当該事務を受託した者（受託した者が法人その他の団体のときは、その役職員）

3 同一の事務を執行する開催執務委員が2人以上あるときは、委員長がその主任を定める。ただし、競技関係事務を執行する開催執務委員については、競技委員長がその主任を定める。

（開催執務委員の権限）

第8条 開催執務委員は、この規程の定めるところにより、その職務を執行するために必要な取調べ、判定又は指示を行うことができる。

（開催執務委員間の連絡）

第9条 開催執務委員は、その所掌事務について、他の開催執務委員に関係があると認める事項は、遅滞なく、これを委員長及び当該他の開催執務委員に連絡しなければならない。

第2節 委員長、副委員長その他の開催執務委員

（委員長及び副委員長）

第10条 委員長は、競輪の開催に関し一切の責めに任じ、かつ、各開催執務委員の職務執行を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（競技委員長及び競技副委員長）

第11条 競技委員長は、競技関係事務を執行する開催執務委員の職務執行を連絡統制し、競技関係事務であつて他の開催執務委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

2 競技副委員長は、競技委員長を補佐し、競技委員長に事故があるときは、

その職務を代理する。

(総務委員及び補助係員)

第12条 総務委員は、委員長及び副委員長の職務執行を補助し、庶務、経理、報道(投票委員及び審判委員の所掌事務を除く。)及び競技関係事務を除く事務であって他の開催執務委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

2 総務委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

(1) 庶務員

(2) 放送員

(投票委員)

第13条 投票委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 車券の発行及び発売に関すること。

(2) 払戻金の算出並びに払戻金及び返還金の交付に関すること。

(3) 前2号に係る報道に関すること。

(4) 前3号に掲げる業務を行うために必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

(場内取締委員及び補助係員)

第14条 場内取締委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入場者の整理、取締り及び救護に関すること。

(2) 競輪場内及び場外車券売場内における品位及び衛生の保持に関すること。

(3) 競走に関する犯罪及び不正の防止に関すること。

(4) 20歳未満の者の勝者投票券(以下「車券」という。)の購入の取締りに関すること。

(5) 火災その他の災害の予防及びその応急措置に関すること。

(6) 競輪場内及び場外車券売場内の施設を公正かつ安全に保持するための必要な措置に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、競輪場内及び場外車券売場内の秩序を維持し、又は競走の公正及び安全を確保するための必要な措置に関すること。

2 委員長は、前項に掲げる職務を遂行させるため特に必要があると認めるときは、場内取締委員のうちから特別の組織を編成することができる。

3 場内取締委員の職務執行を補助するため、場内整理員を置く。

(番組編成委員及び補助係員)

第15条 番組編成委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 競輪振興法人に対する選手のおっせん依頼に関すること。
- (2) 選手の競走別組合せの決定に関すること。

2 番組編成委員の職務執行を補助するため、番組編成員を置く。

(検車委員及び補助係員)

第16条 検車委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 選手及び先頭固定競走(オリジナル)又は先頭固定競走(インターナショナル)に出場する先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)の使用
する自転車(以下「自転車」という。)の検査に関すること。
- (2) 自転車の管理及び整備に関すること。
- (3) 自転車の検査器具の整備及び管理に関すること。

2 検車委員は、検査の結果を遅滞なく委員長、競技委員長、番組編成委員及び選手管理委員に通知しなければならない。

3 検車委員の職務執行を補助するため、検車員を置く。

(選手管理委員及び補助係員)

第17条 選手管理委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 選手及び先頭員の健康状態その他の出場適性の検査に関すること。
- (2) 競走に出場する選手の確定に関すること。
- (3) 選手の救護、取締りその他保護管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務を行うために必要な器材設備の整備及び管理に
関すること。

2 選手管理委員は、前項第2号の選手を確定したときは、遅滞なく、その旨
を委員長、競技委員長、投票委員、番組編成委員及び審判委員に通知しな
ければならない。

3 選手管理委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 管理員
- (2) 医務員

(審判委員及び補助係員)

第18条 審判委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 選手の紹介に関すること。
- (2) 発走、着順の判定、勝者の決定その他審判に関すること。
- (3) 前2号に係る報道に関すること。

- (4) 前3号に掲げる業務を行うために必要な器材設備の整備及び管理に関すること。
- 2 審判委員は、発走に当たり選手を除外したときは、遅滞なく、その旨を委員長、競技委員長、投票委員及び番組編成委員に通知しなければならない。
- 3 審判委員は、着順を判定し、及び勝者を決定したときは、直ちに委員長、競技委員長、投票委員及び選手管理委員に通知しなければならない。
- 4 審判委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。
- (1) 発走合図員
 - (2) 発走員
 - (3) 決勝審判員（判定写真をつかさどる者を含む。）
 - (4) 走路審判員（先頭通過審判をつかさどる者を含む。）
 - (5) 計時員
 - (6) 記録員
 - (7) 周回通告員（打鐘をつかさどる者を含む。）
 - (8) 計測員
 - (9) 審判放送員
 - (10) 整備員
- 5 審判委員並びに前項第1号、第3号から第5号まで及び第7号の係員は、法第6条の規定により競輪の審判員として競輪振興法人に登録された者でなければならない。

第3章 開催要項

(開催要項)

第19条 第4条に規定する開催要項は、競輪開催ごとにこれを定め、選手の参加申込締切日の2月前までに発表する。

- 2 開催要項には、次に掲げる事項を記載する。
- (1) 競輪開催の日時及び場所
 - (2) 参加申込みの締切日
 - (3) 参加申込みをすることができる選手の資格及び範囲
 - (4) 競走及び使用自転車の種類並びに競走の距離
 - (5) 賞金額及び賞品の種類
 - (6) 選手に支給する旅費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、競輪開催について必要な事項（参加申込みをすることができる選手の資格及び範囲）

第20条 市が行う競輪に参加申込みをすることができる選手の資格及び範囲は、競輪開催ごとに定める。ただし、いずれの場合においても、選手は、法第6条の規定により競輪に出場する選手として競輪振興法人に登録された者でなければならない。

(競走の種類及び方法)

第21条 競走の種類は、次に掲げるもののうちから競輪開催ごとに定める。

- (1) 普通競走
- (2) 先頭固定競走 (オリジナル)
- (3) 先頭固定競走 (インターナショナル)
- (4) スプリント・レース

2 前項各号に掲げる競走の方法は、北九州市自転車競走競技規程 (平成30年北九州市公営競技局管理規程第36号。第44条及び第48条において「競技規程」という。) の定めるところによる。

(自転車の種類)

第22条 自転車の種類は、単式競走車及び複式競走車のうちから競輪開催ごとに定める。ただし、いずれの場合においても、自転車は、法第6条の規定により競輪振興法人に登録された自転車でなければならない。

(使用自転車の種類)

第23条 同一の競走に出走する選手 (以下「出走選手」という。) には、同一の種類 of 自転車を使用させなければならない。

(競走の距離)

第24条 競走の距離は、500メートル以上とし、競輪開催ごとに定める。

(選手の出場回数等)

第25条 選手は、同一の種類 of 競走について1日1回に限り出場することができる。ただし、当日の番組編成において、各競走における勝者のみの競走を行う場合は、この限りでない。

2 先頭員は、競走の種類にかかわらず、1日3回まで出走することができる。

(出走選手数)

第26条 出走選手の数は、発走線側の直線部において、選手1人につき、少なくとも1メートル以上の競走路幅員を与えることのできる範囲で、競輪開催ごとに定める。

(賞金額及び賞品の種類)

第27条 市が選手に対して交付する賞金の額及び賞品の種類は、競輪開催ごとに定める。

2 前項に定める賞金及び賞品以外に賞金又は賞品の寄贈を受けた場合において、これを交付する競走が指定されていないときは、委員長がこれを交付する競走を定めて、同項の賞金及び賞品に付加して交付する。

3 同着となった選手に対する賞金及び賞品は、その着順以下同着となった選手の数に相当する着順までに定められてある賞金及び賞品の合計を同着となった選手の数に等分して交付する。ただし、賞品を分割することのできない場合の方法は、委員長が定める。

第4章 参加申込み、検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定、番組の編成並びに選手の管理

第1節 参加申込み

(参加申込みの手続)

第28条 市が行う競輪に競輪振興法人から出場あっせんを受けた選手は、当該競輪に参加しようとするときは、競輪振興法人が定める方法により、市に申し込まなければならない。

2 市が行う競輪に参加しようとする先頭員は、競輪振興法人が定める方法により、市に申し込まなければならない。

(選手の出場する日等の通知)

第29条 市は、前条の規定による参加申込みを応諾したときは、集合日時及び出場する日を決定し、遅滞なく、当該参加申込みを行った選手及び先頭員にその旨を通知しなければならない。

(参加申込みの取消し)

第30条 参加申込みは、市が開催要項を変更したとき、又は相当の理由があると認めたとときのほか、取り消すことはできない。

2 参加申込みを取り消そうとする選手又は先頭員は、参加申込みを取り消そうとする競輪の開催の日時及び場所並びに理由を競技実施法人を經由して市に申し出なければならない。この場合において、疾病を理由とするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第2節 検査並びに競走に出場する選手及び先頭員の確定

(出場資格の確認)

第31条 第29条の規定による通知を受けた選手及び先頭員は、委員長が指定した集合日時までに、次に掲げるものを携帯して、競走を行う競輪場内の

競技委員長が定める場所に到着しなければならない。

- (1) 自転車
- (2) 第29条の規定による通知書
- (3) 競輪振興法人の発行した当該選手の選手登録証
- (4) 競輪振興法人の発行した当該選手の登録選手手帳

2 選手及び先頭員は、前項の規定により到着したときは、選手管理委員の行う出場資格の確認を受けなければならない。

3 やむを得ない理由により第1項の集合日時までに到着できない選手又は先頭員は、あらかじめその理由及び到着予定時刻を届け出て、選手管理委員の承認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。

(確定検査)

第32条 前条第2項の出場資格の確認を受けた選手及び先頭員は、出場資格の確認を受けた後及びそれぞれの競走を終了した後に競輪場内の競技委員長が定める場所において、選手管理委員及び検車委員の行う検査（以下「確定検査」という。）を受けなければならない。

2 選手管理委員は、選手及び先頭員の健康状態その他の出場適性を検査し、検車委員は、その使用自転車を検査しなければならない。

3 選手管理委員は、確定検査に合格した選手及び先頭員について合格者名簿を作成し、選手及び先頭員の確認を求め、検車委員は、確定検査に合格した自転車に合格証紙を確実に張り付けなければならない。

4 前項の合格者名簿及び合格証紙の様式は、競輪開催ごとに委員長が別に定める。

(確定検査における出場停止)

第33条 選手管理委員及び検車委員は、確定検査において、それぞれの担当検査事項に関し、次の各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、当該検査を受けた選手又は先頭員が出場予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

- (1) 参加申込みの内容と相違する事項があったとき。
- (2) 選手又は先頭員が競走に堪えない健康状態であると認めたときその他競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 使用自転車が法第6条の規定により競輪振興法人に登録された自転車でなかったときその他競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めたとき。

(競走に出場する選手及び先頭員の確定)

第34条 選手管理委員は、確定検査の結果に基づき、競走に出場する選手及び先頭員を確定する。ただし、第31条第3項の規定により選手管理委員の承認を受けた選手又は先頭員であつて、確定検査を受けていないものについては、確定検査の結果に基づかずに確定することができる。

2 前項の規定により競走に出場することが確定した選手及び先頭員は、委員長がやむを得ない理由があると認めるときを除き、出走を拒んではならない。

(確定後の出場停止)

第35条 選手管理委員は、選手又は先頭員が確定検査に合格した後、第38条の規定による番組の決定までの間において、第33条各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、当該選手又は先頭員が出場予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

(出走前点検)

第36条 選手及び先頭員は、自己が出場する日の第1競走出走時刻の2時間前に競輪場内の競技委員長が定める場所に到着して、選手管理委員及び検車委員の行う点検(第3項、第4項及び次条において「出走前点検」という。)を受けなければならない。

2 選手管理委員及び検車委員は、確定検査後における選手及び先頭員の身体並びにその使用自転車の異常の有無について、点検を行わなければならない。

3 第31条第3項の規定により選手管理委員の承認を受けた選手又は先頭員であつて、出場資格の確認及び確定検査が受けられなかったものは、出走前点検の際に、出場資格の確認及び確定検査を受けなければならない。

4 第32条第3項及び第4項の規定は、出走前点検について準用する。

(番組決定後の出走取消)

第37条 選手管理委員及び検車委員は、次条の規定により選手番号及び競走番号を決定をしたとき以降において、選手又は先頭員について次の各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、その回の出走を取り消す。

(1) 出走前点検において、確定検査に合格した状態と相違する事実があったとき。

(2) 第31条第3項の規定により選手管理委員の承認を受けた選手又は先頭員が出走前点検において合格しなかったとき。

(3) 選手又は先頭員が競走に堪えない健康状態であると認めるときその他競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めるとき。

(4) 使用自転車が競走の公正又は安全を阻害するおそれがあると認めるとき。

第3節 番組の編成

(番組の決定)

第38条 番組編成委員は、第34条第1項の規定により競走に出場することが確定した選手及び先頭員であって翌日出場するものについて、選手にあっては競走番号ごとに選手番号を、先頭員にあっては出場する競走番号を決定する。

(番組決定に対する異議申立ての排除)

第39条 選手は、前条の規定による決定に対して異議を申し立てることができない。

(番組の発表)

第40条 第38条の規定により選手の選手番号が決定したときは、出走表をもって発表する。

第4節 選手の管理

(選手の服装)

第41条 選手は、選手番号を記した長袖のユニフォーム、選手番号を記した布製の覆いをかぶせた乗車用ヘルメット及びパンツを着用しなければならない。

2 前項に規定するユニフォーム（委員長が指定した選手のユニフォームを除く。）及び選手番号を記した布製の覆いの色は、付表第2のとおりとする。

3 先頭員は、委員長が指定するユニフォーム、布製の覆いをかぶせた乗車用ヘルメット及びパンツを着用しなければならない。

第42条 選手及び先頭員の服装は、次に掲げるとおりとする。

(1) パンツは、短パンツとする。

(2) 靴は、自転車競技の用に供する短靴とする。

(3) 靴下を使用する場合は、くるぶしを越えない程度とする。

(薬物の使用禁止)

第43条 選手は、競輪能力を一時的に高める目的をもって薬物その他のものを使用してはならない。

(競走の除外)

第44条 選手管理委員は、前3条の規定及び競技規程第4条の規定に違反した選手を、その回の競走に出走させないことができる。

第5章 制裁

(委員長の制裁)

第45条 委員長は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため、第8条の規定による取調べ、判定又は指示に従わない選手に対し、戒告し、又は当該選手が参加申込みをした競輪の最後の日までの間競走に出場することを停止し、若しくは関与することを禁止することができる。

(制裁審議会)

第46条 競輪場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するための必要な制裁に関する事項(前条の規定による制裁に関する事項を除く。)をつかさどらせるため、北九州市競輪制裁審議会(次条から第50条までにおいて「審議会」という。)を置く。

第47条 審議会は、開催執務委員全員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、委員長をもって充てる。

3 審議会の議事については、別に公営競技事業管理者(以下「管理者」という。)が定める。

第48条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する選手又は先頭員に対して戒告し、又は1年以内の期限を限り市が行う競輪に出場することの停止を命ずることができる。

(1) 第31条、第32条第1項、第34条第2項、第36条第1項若しくは第3項、第41条又は第43条の規定に違反した選手又は先頭員

(2) 競技規程第4条又は第5条の規定に違反した選手

(3) 競技規程第44条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当した選手又は同条第2項の規定により失格となった選手

(4) 競技規程第26条第1項(競技規程第39条において準用する場合を含む。)、第28条(競技規程第39条において準用する場合を含む。)

)、第29条(競技規程第39条において準用する場合を含む。)、第34条又は第37条の規定に違反した先頭員

(5) 競技規程第27条(競技規程第39条において準用する場合を含む。))の指示に従わなかった先頭員

第49条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して戒告し、市が行う競輪に出場することを停止し、又は関与することを禁止することができる

る。

- (1) 不正の目的をもって参加申込みの内容を偽った者
- (2) 不正の目的をもって選手又は使用自転車の全能力を發揮させなかった者
- (3) 競走に関し、不正の協定の申込みをし、又はその協定を実行した者
- (4) 競走に関し、不正の目的をもって、選手に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者
- (5) 前号の場合において、財物その他の利益を受け、又は受け取れることを約束した者
- (6) 開催執務委員の職務の執行を妨害した者

第6章 異議の申立て

第50条 審議会の制裁を受けた選手は、これを不服とするときは、委員長に対して異議の申立てを行うことができる。

第51条 異議の申立ては、制裁の通告を受けた日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した書面をもって申し立てなければならない。ただし、委員長が緊急やむを得ないと認める場合は、口頭をもって申し立てることができる。

- (1) 申立てを行う選手の住所、氏名、年齢及び性別
- (2) 競輪振興法人から交付を受けた選手登録証の登録番号
- (3) 不服とする制裁の概要
- (4) 異議申立ての理由

第52条 委員長は、異議の申立てを裁決したときは、速やかにその結果を当該申立てをした選手に通知する。

第7章 入場料、入場券、回数券及び入場者並びに競輪場内及び場外車券売場内の取締り

第1節 入場料、入場券、回数券及び入場者

(特別入場料)

第53条 条例第4条第5項に規定する特別入場料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

- (1) 指定席 500円
- (2) ラウンジ席 1,000円
- (3) ロイヤル席 2,000円

2 前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める開催日については、条例第4条第5項に規定する特別入場料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

(1) 指定席 2,000円

(2) ラウンジ席 3,000円

(3) ロイヤル席 5,000円

(入場券)

第54条 条例第4条の規定による入場料を納めた者（次条において「有料入場者」という。）に対しては、入場券を交付する。ただし、入場者数を自動的に計算できる場合においては、入場券を交付しないことができる。

2 納入した入場料は、返還しない。

第55条 入場券は、これを本符及び原符に分け、本符は有料入場者に交付し、原符は市において必要な期間保存する。

2 本符及び原符には、それぞれ発行者名及び発行者印、競輪場名、競輪施行の年月日、入場料の額並びに通し番号を記載する。

3 入場券で前項に定める文字及び番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは、無効とする。

(回数券)

第56条 条例第4条第4項に規定する回数券は、カード式とする。

2 回数券は、次の各号のいずれかに該当したときは、これを使用することができない。

(1) 回数券に残回数がないとき。

(2) カードリーダーの故障等により回数券の読取りが不能となったとき。

(3) 回数券が改変されているとき。

3 回数券の破損等によって使用することが不能となった場合において、残回数を確認することができるときは、当該回数券と引換えに残回数に相当する回数分の回数券を再発行する。ただし、利用者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(入場者の範囲等)

第57条 条例第4条第1項ただし書に規定する管理者が特に必要と認める場合は、次に掲げる者が入場する場合（第10号に掲げる者以外の者にあつて

は、その公務又は職務を遂行するために入場する場合に限る。)とする。

- (1) 法第10条各号に掲げる者
- (2) 国会議員
- (3) 競輪施行者たる地方公共団体の議会の議員
- (4) 委員長が指定する競輪に関する事項を調査研究する学識経験を有する者
- (5) 委員長が指定する市が行う競輪に係る事項を取材する報道関係者
- (6) 皇族
- (7) 外交官
- (8) 委員長が競輪の開催に関し必要と認める警察職員又は消防職員
- (9) 競輪場内の売店の従業員
- (10) 20歳以上の者が同伴する15歳未満の者
- (11) 前各号に掲げる者以外の者で管理者が競輪の開催に関し必要と認めるもの

2 前項各号(第10号を除く。)に掲げる者で、入場料を徴収しないこととしたものに対しては、無料入場証を交付する。

(入場券等の改札及び検査)

第58条 競輪場に入場しようとする者のうち、入場券を交付したのものに対しては入場券の改札を、前条第2項の規定により無料入場証を交付したものに対しては無料入場証の検査を、次条の規定により記章、腕章又は通行証を交付したものに対しては記章、腕章又は通行証の検査を行う。

2 競輪場内にいる者(第54条第1項ただし書の規定により入場券を交付されていない者を除く。)に対して、必要があると認めるときは、入場券の検札又は無料入場証、記章若しくは腕章の検査を行う。

(記章等の交付)

第59条 市が行う競輪の開催に係る次に掲げる者が、競輪の開催日に、競輪場内及び場外車券売場内においてその事務に従事しようとするときは、第1号から第6号までに掲げる者に対しては記章又は腕章を、第7号に掲げる者に対しては通行証を交付する。

- (1) 競輪に係る政府職員及び市の職員
- (2) 競輪振興法人の役職員
- (3) 開催執務委員及びその係員

- (4) 競輪の選手
- (5) 警察職員及び消防職員
- (6) 報道に従事する者
- (7) 前各号に掲げる者以外の者であって、競輪の開催に必要なもの

2 前項第6号及び第7号に該当する者の範囲は、委員長が定める。

(立入りの制限)

第60条 自転車競走路及びその内側、審判台、開催執務員控室、番組編成室、選手管理室、掲示場、車券発売所並びに払戻金交付所には、各々事務に従事する者又は委員長が許可した者でなければ入ることができない。

第61条 次に掲げる者以外の者は、競輪の開催日に競輪場の選手控室、検査室、自転車保管場及び自転車修理場に入ることができない。

- (1) 当該競輪の競走に出場する選手
- (2) 第59条第1項第1号から第3号までに掲げる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者であって委員長が許可したもの

第2節 競輪場内及び場外車券売場内の取締り

(入場禁止)

第62条 委員長及び場内取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止することができる。

- (1) 他人の迷惑となるような服装をし、裸になり、泥酔し、みだりに高声を発する等品位を乱している者
- (2) 第49条の規定により市が行う競輪に出場することを停止され、又は関与することを禁止されている者
- (3) 競輪審判員、選手および自転車登録規則（昭和32年通商産業省令第39号）第21条第2号又は第3号の規定に該当し、競輪振興法人から選手登録を消除された者
- (4) 競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
- (5) 立入りを禁じられた場所に立ち入った者
- (6) 競輪場内及び場外車券売場内で他人の車券購入を妨害し、強制し、又は理由なく干渉した者
- (7) 競輪場内及び場外車券売場内で業として金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行った者
- (8) 開催執務委員、係員又は選手に対し、暴行し、脅迫し、又は不正の

目的をもって財物その他の利益を与え、若しくは与えることを約束した者
(9) 法第56条各号、第57条各号及び第58条各号に掲げる者又はこれらの者に該当することとなるおそれがある者

(10) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(11) その他違法な行為をし、若しくはしようとした者又は競輪場内及び場外車券売場内の秩序を乱した者

- 2 委員長及び場内取締委員は、入場券、無料入場証、記章、腕章又は通行証を持っていない者（第54条第1項ただし書の規定により入場券を交付されない者を除く。次条第2項において「入場券等を持っていない者」という。）に対して、競輪の開催日に競輪場への入場を禁止することができる。

（退場命令）

第63条 場内取締委員は、既に入場している者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、競輪場及び場外車券売場から退場を命ずることができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる者

(2) 委員長の許可なく、競輪場内及び場外車券売場内で業として競輪の予想をし、又は指定された場所以外の場所において物品を販売した者

(3) 委員長の許可なく、競輪場内及び場外車券売場内で業として払戻金の立替えを行った者

(4) 委員長の許可なく、競輪場内及び場外車券売場内で広告物等を配布し、張り付け、又は掲示した者

(5) 前各号に掲げる者のほか、場内取締委員の指示に従わない者

- 2 場内取締委員は、入場券等を持っていない者が既に競輪場に入場している場合においては、当該入場券等を持っていない者に対して競輪場から退場することを命ずることができる。

- 3 前2項の規定により退場を命ぜられた者は、その日においては再び競輪場及び場外車券売場に入場することができない。

第8章 勝者投票及び払戻し

（勝者投票法等）

第64条 勝者投票法は、連勝単式勝者投票法、連勝複式勝者投票法及び重勝式勝者投票法の3種とする。

- 2 連勝単式勝者投票法は、枠番号二連勝単式勝者投票法及び選手番号二連勝単式勝者投票法並びに選手番号三連勝単式勝者投票法とする。

3 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式勝者投票法並びに普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び拡大選手番号二連勝複式勝者投票法並びに選手番号三連勝複式勝者投票法とする。

4 重勝式勝者投票法は、三重勝単勝式勝者投票法、五重勝単勝式勝者投票法、六重勝単勝式勝者投票法及び七重勝単勝式勝者投票法とする。

5 第1項の勝者投票法の払戻率は、それぞれ100分の75とする。

第65条 第38条の規定により決定された出走選手が6人以下である競走においては、枠番号二連勝単式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法は、用いない。

(六重勝単勝式勝者投票法の実施の停止)

第66条 六重勝単勝式勝者投票法については、競輪の開催日ごとに対象となる競走のうち最後に実施するものの勝者が決定した時点で、その実施を停止する。

(車券)

第67条 条例第5条の規定に基づき発売する車券は、10の倍数の枚数分(1,000枚分を限度とする。)の車券を代表する車券とする。

第68条 車券には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 勝者投票法の種類を示す文字(枠番号二連勝単式勝者投票法にあつては2枠単、選手番号二連勝単式勝者投票法にあつては2車単、選手番号三連勝単式勝者投票法にあつては3連単、枠番号二連勝複式勝者投票法にあつては2枠複、普通選手番号二連勝複式勝者投票法にあつては2車複、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法にあつてはワイド、選手番号三連勝複式勝者投票法にあつては3連複とする。)

(2) 発行者名

(3) 競輪場名

(4) 競輪施行の年月日

(5) 競走番号

(6) 選手番号又は枠番号

(7) 券面金額

(8) 通し番号

2 市は、前項に規定する車券の記載事項を記録し、これを当該勝者投票の行われた日から60日間保存するものとする。

(車券購入の方法)

第69条 車券を購入しようとする者は、購入を希望する勝者投票法の種類別の車券発売窓口において購入を希望する選手番号又は組及び枚数を示し、車券の券面金額に枚数を乗じて得た金額と引換えに車券を購入しなければならない。

2 車券発売窓口に勝者投票法の種類が示されていないときは、購入を希望する選手番号又は組及び枚数を勝者投票法の種類別に示し、車券の券面金額に枚数を乗じて得た金額と引換えに車券を購入しなければならない。

(車券の発売開始及び締切り)

第70条 車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)の発売は、出走表を競輪場内の掲示場に掲示した時以降に開始し、それぞれの競走の発走前に締め切る。

2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、出走表を競輪場内の掲示場に掲示した時以降に開始し、対象となる競走のうち最も早く実施される競走の発走前に締め切る。

第71条 車券の発売を締め切ったときは、遅滞なく、発売した勝者投票法の種類ごとに、選手番号又は枠番号別の車券の総券面金額を掲示する。

(返還金の交付)

第72条 車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)を発売した後、当該競走について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該競走における投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

(1) 出走すべき選手がなくなり、又は1人となったとき。

(2) 競走が成立しなかったとき。

(3) 競走に勝者がなかったとき。

2 選手番号二連勝単式勝者投票法、選手番号三連勝単式勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法において、発売した車券に表示された組の選手の1人以上が出走しなかったとき、又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その組に対する投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

3 枠番号二連勝単式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法において、発売した車券に表示された組に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額

を返還金として交付する。

(1) 異なる枠番号を付けられた選手を1組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手のうち枠番号を同じくする選手の全てが出走しなかったとき。

(2) 同一の枠番号を付けられた選手を1組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手の1人以上が出走しなかったとき。

4 枠番号二連勝単式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が同一の枠番号を付けられた選手のみとなったときは、当該枠番号二連勝単式勝者投票法は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

5 枠番号二連勝複式勝者投票法及び普通選手番号二連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が2人となったときは、当該枠番号二連勝複式勝者投票及び普通選手番号二連勝複式勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

6 拡大選手番号二連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が2人又は3人となったときは、当該拡大選手番号二連勝複式勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

7 選手番号三連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走選手が3人となったときは、当該選手番号三連勝複式勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

8 入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない理由により、入場者に対して発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

第73条 車券を買った者は、いかなる理由があつても、その車券に表示してある競走番号、選手番号若しくは枠番号その他の事項の変更を要求し、又は前条の規定による場合のほか返還金の交付を請求することはできない。

(払戻金額の掲示)

第74条 競走(重勝式勝者投票法にあっては、対象となる競走のうち最も遅く実施される競走)が終了した後、勝者の決定表示があつたときは、勝者投票の的中者又は法第12条第4項に規定する場合の当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者に交付すべき1票に対する払戻金額を掲示場

に掲示する。

2 前項の規定にかかわらず、五重勝単勝式勝者投票法又は七重勝単勝式勝者投票法について勝者投票に的中者がいないときは、払戻金を交付しないことを掲示場に掲示する。

(六重勝単勝式勝者投票法に係る払戻金の特例)

第75条 第66条の規定により六重勝単勝式勝者投票法の実施が停止された場合において、当該六重勝単勝式勝者投票法に係る的中者（自転車競技法施行規則第22条の2第1項の規定による勝者に投票した者を含む。）がないときは、法第12条第1項に規定する払戻対象総額を、当該六重勝単勝式勝者投票法に係る車券を購入した者に対し、各車券にあん分して払戻金として交付する。

2 前条第1項の規定は、前項の払戻金について準用する。

(払戻金等の交付場所)

第76条 払戻金及び返還金の交付は、競輪の開催日においては競輪場及び場外車券売場の払戻金交付所において、競輪を開催しない日においては管理者が指定する場所において行う。

(車券の無効)

第77条 第68条第1項の規定により記載された文字が不明である車券及び原形を認識できない車券は、無効とし、払戻金又は返還金の交付を行わない。

(先頭員の取扱い)

第78条 先頭員は、勝者投票の対象としない。

(電話機等による勝者投票)

第79条 電話機等による勝者投票に係る車券の発売、払戻金及び返還金の交付その他必要な事項については、別に管理者が定める。

(キャッシュレス投票端末機による勝者投票)

第80条 管理者が別に定めるキャッシュレス投票端末機による勝者投票に係る車券の発売、払戻金及び返還金の交付その他必要な事項については、別に管理者が定める。

第9章 雑則

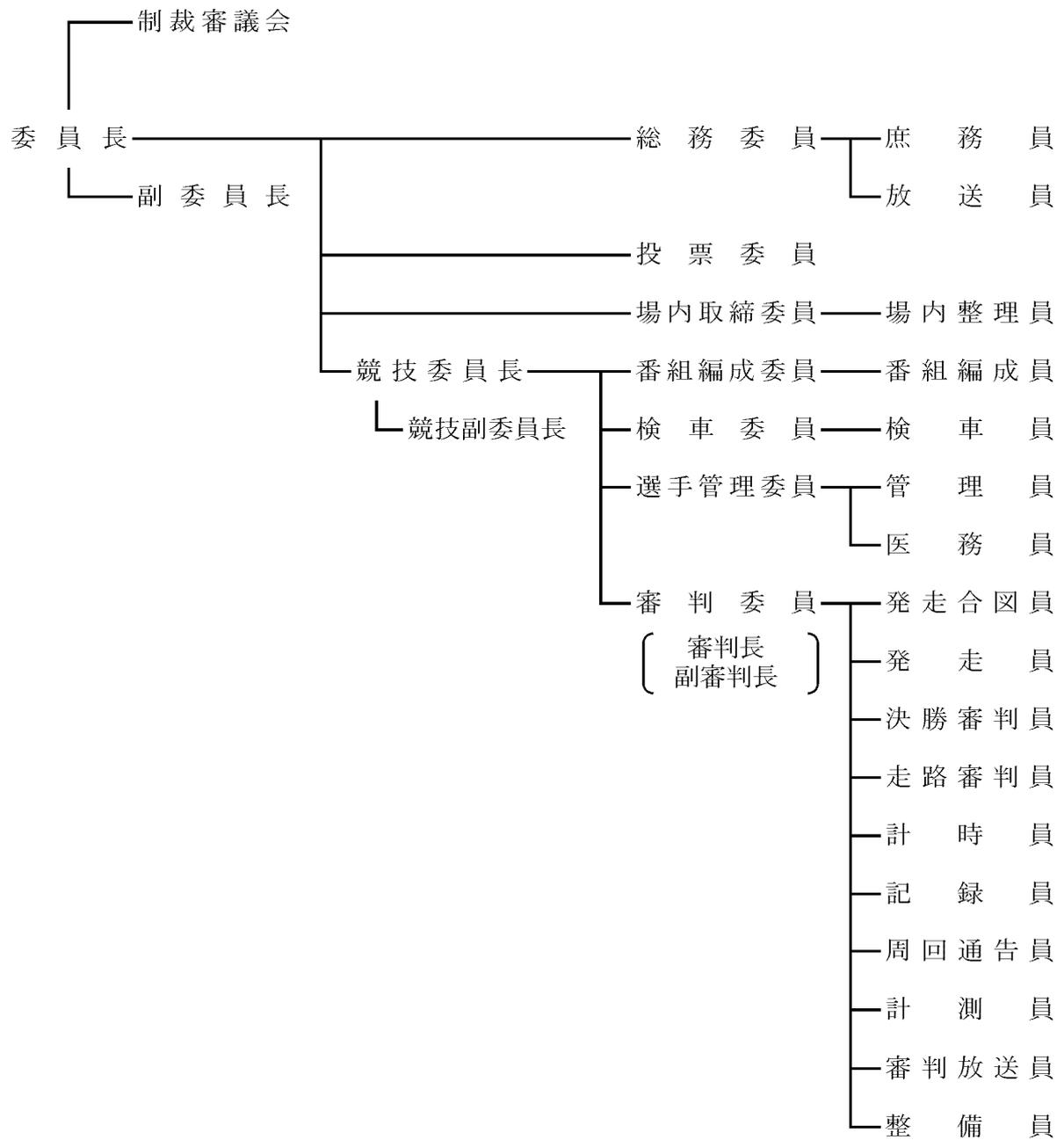
(委任)

第81条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

付表第 1 (第 6 条關係)



付表第 2 (第 4 1 条関係)

選手番号 出走選手の数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9 人	白	黒	赤	青	黄	緑	橙	桃	紫
8 人	白	黒	赤	青	黄	緑	橙	桃	—
7 人	白	黒	赤	青	黄	緑	橙	—	—
6 人	白	黒	赤	青	黄	緑	—	—	—
5 人	白	黒	赤	青	黄	—	—	—	—

北九州市公営競技局管理規程第36号

北九州市自転車競走競技規程を次のように定める。

平成30年5月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走競技規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 選手紹介（第4条・第5条）
- 第3章 普通競走（第6条—第23条）
- 第4章 先頭固定競走（オリジナル）（第24条—第35条）
- 第5章 先頭固定競走（インターナショナル）（第36条—第39条）
- 第6章 スプリント・レース（第40条—第43条）
- 第7章 失格（第44条—第46条）
- 第8章 競走不成立（第47条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北九州市が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号）により実施する自転車競走（次条において「競輪」という。）の方法は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）及び北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）によるほか、この規程に定めるところによる。

（規程の適用）

第2条 競輪に関係する者は、全てこの規程を知っているものとみなし、知らないことを理由としてその適用を免れることはできない。

（競走路）

第3条 普通競走、先頭固定競走（オリジナル）、先頭固定競走（インターナショナル）及びスプリント・レースは、付表に掲げる周回競走路（次条及び第41条において「競走路」という。）において行う。

第2章 選手紹介

（出走前の周回）

第4条 競走に出走する選手（以下「出走選手」という。）は、出走準備を完了して、出走する競走の出走予定時刻の30分前に競技委員長が定める場所に集合し、審判委員の指示に従い、自転車に乗って当該競走の選手番号の順

に競走路に入り、競走路を周回しなければならない。

(出走前の待機)

第5条 出走選手は、前条に定める周回が終わった後、選手管理委員の指示する場所に位置して審判委員の指示を待たなければならない。

第3章 普通競走

(発走)

第6条 出走選手は、審判委員の指示に従い、自転車に乗って発走位置につき、発走合図を受けると同時に発走しなければならない。

2 出走選手は、発走位置につく際は、出走する競走の選手番号の順に内側より発走線に整列するものとする。

(発走合図)

第7条 審判委員は、発走線についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」と発声し、次いで号砲により発走の合図をしなければならない。

(再発走)

第8条 審判委員は、選手の発走又は発走線から25メートル以内の地点における競走が適正でないと認めたときは、号砲等により競走の進行を中止し、選手を発走線に戻らせた後、改めて発走させなければならない。

2 前項の規定による再発走は、選手の責に帰すことができない場合を除き2回を超えてはならない。

(競走からの除外)

第9条 審判委員は、再度不正な発走をした選手又は審判委員の指示に従わない選手を、その回の競走に出走させないことができる。

(周回の通告)

第10条 審判委員は、競走中の選手に対し、每周決勝までの残余の周回数を周回告知板で通告し、競走中の選手のうち先頭の選手(第18条及び第42条において「先頭走者」という。)が最終周回の前回のバック・ストレッチ・ラインに到達した時に、打鐘によって最終周回を通告する。

(敢闘の義務)

第11条 出走選手は、勝利を得る意志をもって全力を尽くして競走しなければならない。この場合において、暴走、過度のけん制等をしてはならない。

(安全走行義務)

第12条 出走選手は、過失走行により走行の安全に支障を及ぼすことがないよう、細心の注意を払って競走しなければならない。

(競走の方向)

第13条 競走の方向は、出走選手の左手が内側になる方向とする。

(内側差込み等の禁止)

第14条 出走選手は、外帯線の内側を先行する選手に対し、内側への差込み及び内側からの追抜きを行ってはならない。

(外帯線内進入の禁止)

第15条 出走選手は、内圏線と外帯線の間を走行する選手と並走する場合は、外帯線の内側に入り、又は他の選手をして外帯線の内側に入らせてはならない。

(押圧等の禁止)

第16条 出走選手は、身体又は自転車の全部又は一部を用いる方法によって、他の選手を押圧し、若しくは押し上げ、又は他の選手と押し合いを行ってはならない。

2 出走選手は、斜行し、又は蛇行して、他の選手の競走を妨害し、又は自らの走行の安全に支障を及ぼしてはならない。

3 出走選手は、先行して並走する選手との間に走行の安全に必要な相当の間隔を保持できる場合でなければ、その間に差込み又は追抜きを行ってはならない。

(内圏線の内側走行の禁止)

第17条 出走選手は、内圏線の内側に入って走行してはならない。

(イエロー・ライン踏切りの禁止)

第18条 先頭走者は、最終周回の前々回のバック・ストレッチ・ラインから最終周回のバック・ストレッチ・ラインまでの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

(競走中の援助の禁止)

第19条 出走選手は、競走中いかなる方法によっても、他の選手に助力を与え、若しくは他の選手から助力を受け、又はペースメーカーとなってはならない。

(競走不能による退避の義務)

第20条 出走選手は、競走中にパンクその他自転車の重大な故障により、又は落車等によって骨折その他身体に重大な負傷を受けたことにより競走の継続が不可能となったときは、他の選手を妨害することなく、直ちに内圏線の内側の競技委員長が定める場所に退避しなければならない。

(競走の継続)

第21条 出走選手は、前条の場合を除くほか、競走中にいかなる事故があっても他人の援助を受けることなく、落車した場合は直ちに乗車し、常に乗車のまま競走を継続しなければならない。ただし、決勝線に到達する前方30

メートル以内において乗車のまま競走を継続することが不能又は不利となったときは、他人の援助を受けることなく、自転車を携え、えい行し、又は転がして競走を完了することができる。

2 決勝線に到達する前方30メートル以内における落車により出走選手と自転車とが離れて決勝線に到達した場合は、前項の規定にかかわらず、出走選手又は自転車のうち後着した方が決勝線に到達した時をもって競走の完了とする。

(着順等)

第22条 出走選手の着順は、出走選手が決勝線に到達した順位によって決定することとし、2人以上の選手が同時に決勝線に到達したときは、同着とする。

2 前項の順位の判定は、次に掲げるところによる。

(1) 出走選手と自転車が一体で決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した時をもって判定する。

(2) 前条第1項ただし書の規定により出走選手が自転車に乗らずに決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した時をもって判定する。

(3) 前条第2項の規定により出走選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、出走選手又は自転車のうち後着した方の最前部(自転車にあっては、車輪の一端)が決勝線の垂直面に到達した時をもって判定する。

第23条 出走選手が先頭判定線その他の線(決勝線を除く。)に到達した順位又は時期の判定は、前条第2項第1号及び第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「決勝線」とあるのは、「先頭判定線その他の線(決勝線を除く。)」と読み替えるものとする。

第4章 先頭固定競走(オリジナル)

(競走の方法)

第24条 先頭固定競走(オリジナル)は、先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)を出走選手と同時に発走させ、先頭員に出走選手を誘導させる競走とする。

(先頭員の数等)

第25条 1回の競走に出走する先頭員は、1名とする。

2 委員長は、出走すべき先頭員が病気その他やむを得ない理由により出走不能となったときは、先頭員を変更することができる。

(誘導の方法)

第26条 先頭員は、最終周回の標識線まで、原則として外帯線と内圏線の間

を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、出走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導不能となったときは、誘導を中止しなければならない。

第27条 審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当したときは、先頭員に対して誘導を中止し、及び退避するよう指示することができる。

- (1) 出走選手に追い越された後に、適正な走行により再び出走選手の先頭に出ることが困難と認められるとき。
- (2) 出走選手の競走を妨害し、又は出走選手と接触する等出走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導不能となったとき。
- (4) その他出走選手の競走に支障を来す状態となったとき。

第28条 先頭員は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに退避路に入り退避しなければならない。

- (1) 最終周回の標識線まで出走選手を誘導したとき。
- (2) 第26条ただし書の規定により誘導を中止したとき。
- (3) 前条の規定により審判委員から退避の指示を受けたとき。

第29条 先頭員は、特定の出走選手を有利に誘導し、又は出走選手の競走を妨害してはならない。

(先頭員早期追抜きの禁止)

第30条 出走選手は、先頭員が最終周回の前回の標識線に到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。

(先頭員に対する妨害等の禁止)

第31条 出走選手は、誘導中又は退避中の先頭員に対して、妨害行為及び危険性の高い行為を行ってはならない。

(競走の続行)

第32条 先頭員が次の各号のいずれかに該当したときは、選手のみでその競走を継続する。

- (1) 第26条ただし書の規定により誘導を中止したとき。
- (2) 第27条の規定により誘導を中止し、及び退避したとき。

(先頭員の紹介及び入場)

第33条 先頭員の紹介及び入場は、出走選手と分離して行う。

(先頭員の発走)

第34条 先頭員は、発走線から8メートル（発走線から先頭員の自転車の後輪の後端までの距離とする。）前方に位置し、発走合図により、選手と同時に発走しなければならない。

（準用規定等）

第35条 前章の規定は、先頭固定競走（オリジナル）について準用する。

2 審判員は、先頭員が次の各号のいずれかに該当したときは、号砲等により競走の進行を中止し、先頭員を前条に規定する位置に、選手を発走線に戻させた後、改めて発走させなければならない。

（1） 発走が適当でないとき。

（2） 発走線から最初の周回の第2角までの間にある場合において、落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由によりその誘導に支障があると認めるとき。

3 前項の規定による再発走は、第1項において準用する第8条第2項に規定する再発走の回数には算入しない。

第5章 先頭固定競走（インターナショナル）

（競走の方法）

第36条 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭員を助走させた後に出走選手を発走させ、先頭員に出走選手を誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第37条 先頭員は、発走線から先頭員の自転車の前輪の前端までの距離が100メートル以上後方に位置し、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走合図）

第38条 審判委員は、発走線に位置した選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」と発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

（準用規定）

第39条 第6条、第8条から第23条まで、第25条から第29条まで、第31条から第33条まで並びに第35条第2項（第2号に掲げる場合に限る。）及び第3項の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）について準用する。この場合において、第28条第1号中「最終周回の標識線」とあるのは「最終周回の前回のバック・ストレッチ直線部」と、第35条第2項各号列記以外の部分中「先頭員を前条に規定する位置に、選手を発走線に戻させた後、改めて発走させなければ」とあるのは「先頭員を第37条に規定する位置に、選手を発走線に戻させた後、改めて先頭員を助走させた後に選手

を発走させなければ」と読み替えるものとする。

第6章 スプリント・レース

(競走の方法)

第40条 スプリント・レースは、最終周回のバック・ストレッチ・ラインまでの周回と、それ以後の周回とに区分し、最終周回のバック・ストレッチ・ラインに到達するまでは、自己の競走を有利にするため、徐行することができる競走とする。

第41条 スプリント・レースの競走距離は、競走路3周以内において別に定める。

(計時)

第42条 スプリント・レースの競走タイムは、先頭走者が最終周回のバック・ストレッチ・ラインに到達した時から、各選手について決勝線に到達するまでに要した時間を計時する。

(準用規定)

第43条 第6条から第17条まで及び第19条から第23条までの規定は、スプリント・レースについて準用する。この場合において、第10条中「バック・ストレッチ・ラインに到達した時」とあるのは「第4角に差し掛かった時」と読み替えるものとする。

第7章 失格

(失格等)

第44条 出走選手が次の各号のいずれかに該当したときは、当該出走選手は、失格とする。

(1) 北九州市自転車競走実施条例施行規程第52条の規定に違反したとき。

(2) 第13条及び第19条から第21条第1項までの規定に違反したとき。

(3) 不正の競走をし、又はその協定をしたとき。

(4) 競走において、周回数を誤認して競走をしたとき。

2 出走選手が第11条、第12条、第14条から第18条まで、第30条又は第31条の規定に違反したときは、審判委員は、その違反の程度に応じ、当該出走選手に走行注意若しくは重大走行注意を与え、又はその出走選手を失格とする。

3 出走選手が次の表の左欄に掲げる規定に違反した場合において同表の右欄に掲げる免責事由に該当するときは、当該規定に係るこの条の規定は適用しない。

規定	免責事由
第 1 4 条	先行する選手の急激な速度低下による追突の危険を避けるためその他のやむを得ない事由があること。
第 1 5 条	他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けるためその他のやむを得ない事由があること。
第 1 6 条	落車した選手を避けるためその他のやむを得ない事由があること。
第 1 7 条	他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことにより、衝突又は接触を避けるためその他のやむを得ない事由があること。
第 1 8 条	他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けるためその他のやむを得ない事由があること。
第 3 1 条	落車した選手を避けるためその他のやむを得ない事由があること。

(失格の宣告)

第 4 5 条 失格の宣告は、当該競走の勝者が決定するまでに、審判委員が行わなければならない。

2 失格した選手は、その着順の資格を失う。

(着順の繰上げ)

第 4 6 条 審判委員は、失格した選手があったときは、着順を順次繰り上げる。

第 8 章 競走不成立

第 4 7 条 次の各号のいずれかに該当したときは、競走不成立とする。

- (1) 決勝線に到達した出走選手がいなかったとき。
- (2) 競走中突風、豪雨その他の天災地変により競走の続行が不可能となったとき。
- (3) 競走中周回通告員が打鐘若しくは周回通告を誤って行ったとき、又は打鐘若しくは周回通告を行わなかったとき。
- (4) 競走中動物が走路上に現れ重大な進路妨害を与えたとき。
- (5) 競走中観客の投石その他の妨害により競走に重大な障害があったとき。
- (6) 先頭固定競走（オリジナル）及び先頭固定競走（インターナショナル）において、先頭員が誘導すべき周回数を誤って誘導したとき、又は先頭員が選手の競走に重大な障害を与えたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、選手の責に帰することのできない事由により競走に重大な支障を生じたとき。

2 前項第 2 号から第 7 号までに掲げる場合においては、審判委員は、競走を

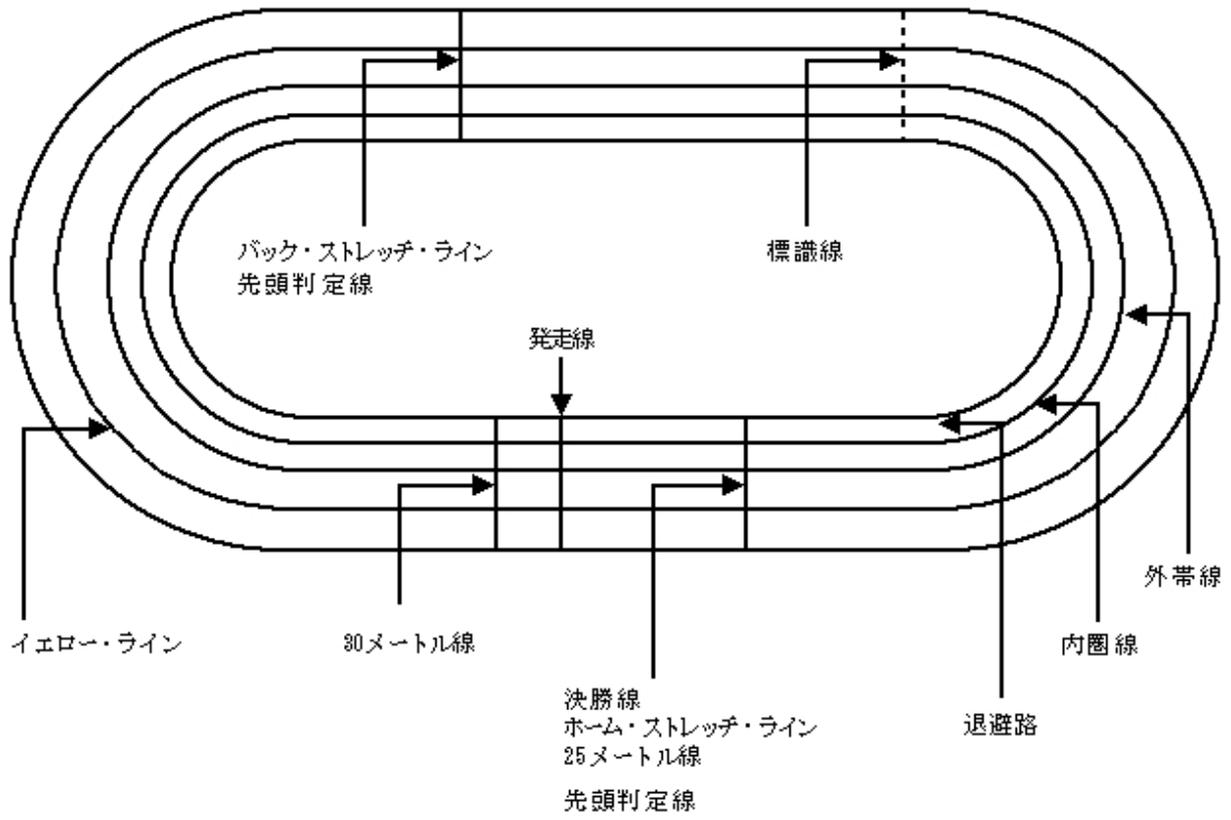
停止することができる。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

付表（第3条関係）

周回競走路



北九州市公営競技局管理規程第37号

北九州市競輪制裁審議会議事規程を次のように定める。

平成30年5月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市競輪制裁審議会議事規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）第47条第3項の規定に基づき、北九州市競輪制裁審議会（以下「審議会」という。）の議事について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会長以外の開催執務委員（以下「委員」という。）の4分の1以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があったときは、会議を招集しなければならない。

(会議の通知)

第3条 会長は、会議の目的、日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知する。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(定足数)

第5条 会議は、会長及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議決)

第6条 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席等)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を求めることができる。

(会議録)

第8条 議長は、会議の概要その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第38号

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程を次のように定める。

平成30年5月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号）に基づき実施する自転車競走において、勝者投票を行おうとする者を識別するカード（次条、第7条及び第13条第1項において「識別カード」という。）及び市の管理する電子計算機と電気通信回線で接続された公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める端末機（次条及び第16条において「キャッシュレス投票端末機」という。）を使用して行う勝者投票（以下「キャッシュレス投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッシュレス投票の方式)

第2条 キャッシュレス投票は、識別カード及びキャッシュレス投票端末機を使用して、市の管理する電子計算機に勝者投票の内容を入力する方式とする。

(キャッシュレス投票事務の委託)

第3条 市は、キャッシュレス投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、自転車競技法（昭和23年法律第209号。第6条及び第10条において「法」という。）第38条第1項に規定する競技実施法人又は私人に委託する。

(キャッシュレス投票利用契約)

第4条 キャッシュレス投票をすることができる者は、市とキャッシュレス投票に関する契約（次条、第7条第1項及び第3項並びに第9条において「キャッシュレス投票利用契約」という。）を締結した者（以下「利用者」という。）とする。

(利用申込者の受付)

第5条 キャッシュレス投票利用契約を締結しようとする者は、管理者が別に定める方法によって、住所、氏名、生年月日、電話番号その他管理者が別に定める事項を記載した利用申込書を管理者に提出しなければならない。

(利用者の欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であって復権を得ないもの
- (3) 法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 法人その他の団体
- (5) その他競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者
(識別カード)

第7条 管理者は、キャッシュレス投票利用契約を締結したときは、利用者番号を付した識別カードを作成し、これを当該利用者に貸与するものとする。

2 利用者は、識別カードを貸与されたときは、管理者が別に定める方法により当該識別カードの暗証番号を当該識別カードに記録し、及び市の管理する電子計算機に入力するものとする。

3 利用者は、管理者が別に定める方法によりキャッシュレス投票を行うことができるものとし、市とのキャッシュレス投票利用契約が解約されたときは、識別カードを管理者に返却しなければならない。

4 市は、利用者の責めに帰すべき事由によって識別カードの暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、責めを負わないものとする。
(利用者投票履歴)

第8条 管理者は、次に掲げる事項を記載した利用者投票履歴を作成するものとする。

- (1) 第5条に規定する事項
- (2) 利用者番号
- (3) 暗証番号
- (4) キャッシュレス投票の利用年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
(解約)

第9条 管理者は、利用者が解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者とのキャッシュレス投票利用契約を解約することができる。

- (1) 利用申込書に記載された事項が真実と異なるとき。
- (2) 利用者が第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が利用者として不適當であると

認めるとき。

(勝者投票法)

第10条 キャッシュレス投票による勝者投票法は、法第11条に規定するもののうちから管理者が別に定める。

(競走の指定)

第11条 キャッシュレス投票をすることができる競走は、管理者が別に指定する。

(車券発売の日時)

第12条 キャッシュレス投票による勝者投票券(以下「車券」という。)の発売時間は、当該キャッシュレス投票に係る競走が実施される日の管理者が別に定める時刻とする。

(購入予定金額の設定)

第13条 管理者は、利用者から購入予定金額に相当する額の入金があったときは、識別カードにより当該利用者を識別し、市の管理する電子計算機に当該利用者の購入予定金額を入力して、当該利用者の購入予定金額を設定するものとする。

2 管理者は、利用者の購入予定金額の設定を完了したときは、設定した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。

(購入限度額)

第14条 利用者のキャッシュレス投票における車券の購入限度額(以下この条において「キャッシュレス投票購入限度額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 第1回目のキャッシュレス投票購入限度額は、当該利用者の前条第1項の規定により設定した購入予定金額(次号及び第22条第1項において「購入予定金額」という。)とする。

(2) 第2回目以降のキャッシュレス投票購入限度額は、当該利用者の購入予定金額に当該利用者がその直前の回までに購入した車券に係る払戻金又は返還金を加えた額から当該車券の購入金額を差し引いた額とする。

(車券の購入方法)

第15条 キャッシュレス投票における車券の購入方法は、管理者が別に定め、あらかじめ利用者に通知するものとする。

(投票の成立)

第16条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機の投票の確認画

面において、利用者が自ら確認を行い、かつ、管理者が別に定める条件を満たした投票が市の管理する電子計算機に記録された時に成立するものとする。

（投票の取消し及び変更）

第17条 キャッシュレス投票による投票の成立後は、利用者は、車券の購入の取消し又は購入した車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号若しくは連勝式番号の組及び購入枚数若しくは購入金額の変更をすることができない。

（車券等の受領）

第18条 キャッシュレス投票により発売した車券、払戻金及び返還金は、市が利用者に代わって受領するものとする。

（代理人による購入等の禁止）

第19条 キャッシュレス投票による車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

（受付の拒否）

第20条 管理者は、キャッシュレス投票による車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受け付けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

（発売金の収納）

第21条 キャッシュレス投票により発売した車券の発売金の収納は、キャッシュレス投票を行った日に市の管理する電子計算機に記録された車券の購入金額を収納することにより行う。

（払戻金及び返還金の交付）

第22条 第18条の規定により市が利用者に代わって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額に払戻金又は返還金を加えた額から車券の購入金額を差し引いた額（次項において「交付限度額」という。）の範囲内の額で当該利用者が交付を希望する額（次項において「交付希望額」という。）を管理者が別に定める方法により当該利用者に交付するものとする。

2 管理者は、前項の利用者に係る交付希望額が交付限度額に満たない場合は、第13条の規定にかかわらず、当該交付限度額から当該交付希望額を差し引いた額を、同条第1項の規定による当該利用者の購入予定金額として設定し、これを当該利用者に通知するものとする。

（利用者投票履歴の閲覧）

第23条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に限り、当該キャッシュレス投票に係る第8条に規定する利用者投票履歴を閲覧することができるものとする。

(異議の申立て)

第24条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に、管理者に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票の記録)

第25条 管理者は、利用者が行ったキャッシュレス投票に係る投票の内容を記録し、これを当該キャッシュレス投票の行われた日から60日間保存するものとする。ただし、前条の規定により異議の申立てがなされたキャッシュレス投票に係る記録については、60日間を超えて必要と認める期間保存するものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第39号

北九州市自転車競走電話投票実施規程を次のように定める。

平成30年5月23日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走電話投票実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号）に基づき実施する自転車競走の勝者投票のうち通信回線を経由した電話機その他の端末機（北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第38号）第1条に規定するキャッシュレス投票端末機を除く。）による投票（以下「電話投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電話投票の方式)

第2条 電話投票の方式は、次のとおりとする。

- (1) 勝者投票券（以下「車券」という。）の購入内容を電話機を使用して直接入力する方式（第7条第1項において「ARS方式」という。）
- (2) 車券の購入内容を市の電子計算機に通信回線を介して接続された電子計算機を使用して直接入力する方式（第7条第2項及び第12条において「インターネット方式」という。）

(電話投票事務の委託)

第3条 市は、電話投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、自転車競技法（昭和23年法律第209号。第6条及び第16条において「法」という。）第38条第1項に規定する競技実施法人又は私人に委託することができる。

(電話投票契約)

第4条 電話投票をすることができる者は、次の各号のいずれかの方式で市と電話投票に関する契約（以下「電話投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。

- (1) 担保方式（担保金を設定する電話投票の方式をいう。以下同じ。）
- (2) 無担保方式（次号の方式を除き、担保金を設定しない電話投票の方式をいう。第8条第2項及び第27条第1項において同じ。）
- (3) 特別無担保方式（公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）を利用して行う担保金を設定しない電話投票の方式をいう。第8条第3項及び第27条第1

項において同じ。)

(募集)

第5条 電話投票契約を申し込もうとする者(以下この条において「加入申込者」という。)の募集方法、募集人員等は、管理者が別に定める。

2 加入申込者は、管理者が別に定める申込書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申込書を提出するときは、住民票の写しその他これに類するもの(加入申込者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)を添付しなければならない。

(加入者の欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1) 法第9条又は第10条に規定する者

(2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの

(3) 法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者

(加入者番号等)

第7条 A R S方式による電話投票契約を締結したときは、管理者は当該電話投票契約に係る加入者番号を、当該加入者は自己の暗証番号(本人であることを証明するための数字による符号をいう。次項及び第12条において同じ。)を定めて、これらをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 インターネット方式による電話投票契約を締結したときは、管理者は当該電話投票契約に係る加入者番号及び個々の加入者を識別するための符号(第12条において「認証ID」という。)を、当該加入者は自己の暗証番号及びパスワード(本人であることを証明するための文字及び数字の組合せによる符号をいう。第12条において同じ。)を定めて、これらをそれぞれ相手方に通知するものとする。

(指定口座等の開設)

第8条 担保方式の加入者(以下「担保加入者」という。)は、管理者が別に定める金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座(以下「指定口座」という。)を開設しなければならない。

2 無担保方式の加入者(以下「無担保加入者」という。)は、取扱金融機関

に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座（以下「投票用口座」という。）及び投票用口座の預金を引き出すための普通預金口座（第4項及び第20条第1項において「振替用口座」という。）を開設しなければならない。

3 特別無担保方式の加入者（第11条、第19条第3項及び第20条第2項において「特別無担保加入者」という。）は、指定金融機関に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

4 取扱金融機関は、指定口座又は投票用口座及び振替用口座（以下この項、第12条及び第13条において「指定口座等」という。）を開設したときは、当該指定口座等を開設した加入者の氏名及び当該指定口座等の番号を管理者に通知するものとする。

（振替依頼）

第9条 加入者は、車券の購入代金を指定口座、投票用口座又は普通口座から市に納付するため、預金口座振替依頼書（次項及び第13条において「振替依頼書」という。）を、管理者が指定する日までに当該口座を開設した取扱金融機関又は指定金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関及び指定金融機関は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市に通知するものとする。

（担保の提供）

第10条 担保加入者は、車券の購入代金の支払を担保するため、管理者が指定する日までに指定口座を開設した取扱金融機関に定期預金として、3万円、5万円、10万円、20万円又は30万円のうちいずれかの金額を選択し、当該選択に係る金額（以下「担保金額」という。）を預け入れ、当該定期預金に係る債権（元本に係る部分に限る。）に市を質権者とする質権を設定し、当該定期預金に係る定期預金証書を管理者に交付しなければならない。

2 前項の規定により交付された定期預金証書は、電話投票契約が解約された場合は、当該担保加入者に返還するものとする。ただし、管理者が第26条第2項の規定により質権を実行した場合には、その残額を返還するものとする。

（電話投票の利用開始期日の通知）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく電話投票の利用開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

（1） 担保加入者が第8条第1項、第9条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第8条第4項及び第9条第2項の手

続を完了したとき。

(2) 無担保加入者が第8条第2項及び第9条第1項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第8条第4項及び第9条第2項の手続を完了したとき。

(3) 特別無担保加入者が第8条第3項及び第9条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定金融機関が第9条第2項の手続を完了したとき。

(加入者台帳)

第12条 管理者は、次に掲げる事項を記載した加入者台帳を作成するものとする。

(1) 氏名、性別及び生年月日

(2) 住所

(3) 勤務先等の名称及び所在地

(4) 自宅、勤務先等の電話番号

(5) 暗証番号

(6) パスワード（インターネット方式の加入者に限る。）

(7) 加入者番号

(8) 認証ID（インターネット方式の加入者に限る。）

(9) 利用する取扱金融機関又は指定金融機関の名称及び指定口座等又は普通口座の番号

(10) 担保金額（担保加入者に限る。）

(11) 電話投票の利用開始期日

(12) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項

(解約)

第13条 管理者は、加入者が解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、電話投票契約を解約することができる。

(1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なるとき。

(2) 管理者が指定した日までに加入者が指定口座等若しくは普通口座の開設、振替依頼書の提出又は担保方式にあっては担保の提供をしなかったとき。

(3) 加入者が第10条に規定する定期預金に係る債権（元本に係る部分に限る。）を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。

(4) 第26条第2項の規定により、管理者が質権を実行したとき。

(5) 加入者が指定口座等又は普通口座を解約したとき。

(6) 加入者が1年間電話投票を行わなかったとき。

(7) 加入者が第6条各号のいずれかに該当したとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、管理者が加入者として不適當であると認めるとき。

(加入者からの申請による利用の停止)

第14条 管理者は、加入者から管理者が別に定める書面により電話投票の利用を停止するよう申請があったときは、管理者が別に定める期間中、当該加入者による電話投票の利用を停止することができる。

2 管理者は、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から管理者が別に定める書面により電話投票の利用の停止を解除するよう申請があったときは、前項の規定による電話投票の利用の停止を解除することができる。

3 第1項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

(家族からの申請による利用の停止)

第15条 車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある加入者の家族等（加入者と同居する成年者である親族（配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）その他管理者が別に定める者をいう。次項において同じ。）は、管理者が別に定める書面により当該加入者による電話投票の利用を停止するよう申請することができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る加入者（以下この条において「利用停止候補者」という。）が車券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、利用停止候補者及び前項の規定による申請を行った加入者の家族等（第4項、第5項及び第7項において「申請家族等」という。）に対し、当該利用停止候補者による電話投票の利用を停止する旨及びその期間を通知して、当該利用停止候補者による電話投票の利用を停止することができる。

3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、電話投票の利用の停止を不服とするときは、前項の規定により通知された期間の初日の前日までに書面をもって管理者に対し意見を申し出ることができる。

4 管理者は、前項の規定による意見に理由があると認めるときは、第2項の規定による利用停止候補者による電話投票の利用の停止を取り消すこととし、利用停止候補者及び申請家族等にその旨を通知する。

5 管理者は、第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族等から管理者が別に定める書面により加入者による電話投票の利用の停止を解除するよう申請があった場合において、管理者が別に定める事由に該当するときは、当該加入者による電話投票の利用の停止を解除することが

できる。

6 第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

7 管理者は、第1項又は第5項の規定による申請があったときは、それぞれの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を利用停止候補者、同項に規定する電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族等に求めることができる。

(勝者投票法)

第16条 電話投票による勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうちから管理者が別に定める。

(競走の指定)

第17条 電話投票による車券を発売する競走は、管理者が別に指定する。

(車券発売の日時)

第18条 電話投票による車券の発売時間は、当該電話投票に係る競走が実施される日及びその前日の管理者が別に定める時間とする。

(購入限度額等)

第19条 担保加入者1人当たりの1回の電話投票に係る車券の購入限度額(以下この条及び次条において「電話投票購入限度額」という。)は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 電話投票を行う日(以下この条及び第26条第1項において「投票日」という。)における第1回目の電話投票購入限度額は、投票日の直前の取扱金融機関の営業日(以下この項、次項及び第28条において「直前の営業日」という。)の営業終了時における当該担保加入者の指定口座の預金残高(決済未確認の証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は、担保金額に相当する額とする。)から直前の営業日の営業終了後に購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額(次号において「指定口座預金残高」という。)とする。

(2) 投票日における第2回目以後の電話投票購入限度額は、指定口座預金残高から直前の回までに購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。

2 無担保加入者1人当たりの1回の電話投票購入限度額は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 投票日における第1回目の電話投票購入限度額は、直前の営業日の営業終了時における当該無担保加入者の投票用口座の預金残高から直前の

営業日の営業終了後に購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額から次条第1項の規定により無担保加入者が預金の振替を指定した場合におけるその指定した額を差し引いた額（次号において「投票用口座預金残高」という。）とする。

(2) 投票日における第2回目以後の電話投票購入限度額は、投票用口座預金残高から直前の回までに購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。

3 特別無担保加入者1人当たりの1回の電話投票購入限度額は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 投票日における第1回目の電話投票購入限度額は、当該特別無担保加入者が普通口座から管理者が指定する預金口座（以下「購入限度額確定口座」という。）に投票日に振り替えた金額の合計額とする。

(2) 投票日における第2回目以後の電話投票購入限度額は、当該無担保加入者が普通口座から購入限度額確定口座に振り替えた金額の合計額から直前の回までに購入した車券の購入金額を差し引いた額と当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。

4 投票日における車券の購入可能回数は、管理者が別に定める。

（振替指定及び組戻指定）

第20条 無担保加入者は、前条第2項の規定による電話投票購入限度額内において任意の金額を1日の購入可能回数を限度とする任意の回数によって投票用口座から振替用口座へ振替指定することができるものとし、振替指定した預金を組戻指定することはできないものとする。

2 特別無担保加入者は、前条第3項の規定による電話投票購入限度額内において任意の金額を1日の購入可能回数を限度とする任意の回数によって購入限度額確定口座から普通口座へ振替指定することができるものとする。

（車券の発売方法）

第21条 電話投票に係る車券の発売方法は、管理者が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。

（投票の取消し及び変更）

第22条 加入者は、車券が発売された後は、車券の購入の取消し又は購入した車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号若しくは連勝式番号の組及び購入枚数若しくは購入金額の変更をすることができない。

（車券等の受領）

第23条 発売した車券、払戻金及び返還金は、市が加入者に代わって受領す

るものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第24条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

(受付の拒否)

第25条 管理者は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第26条 車券の発売金の収納は、投票日に指定口座、投票用口座又は購入限度額確定口座から市の預金口座への振替により行う。ただし、投票日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により投票日に振り替えることができない場合は、投票日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

2 担保方式の場合において、前項の収納が指定口座の預金残高の不足により不能となったときは、管理者は質権を実行し、不足となった金額を当該担保加入者の定期預金から差し引き、これを発売金として収納する。

(払戻金及び返還金の振込み等)

第27条 第23条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、担保方式及び無担保方式にあつては当該払戻金又は返還金を受領した日(以下この項において「受領日」という。)に加入者の指定口座又は投票用口座に、特別無担保方式にあつては受領日に購入限度額確定口座に振り込むものとする。ただし、受領日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により受領日に振り込むことができない場合は、受領日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り込むものとする。

2 管理者は、第20条第1項又は第2項の規定により振替指定を受けた金額を当該振替指定を受けた日に振り替えるものとする。ただし、当該振替指定を受けた日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により当該振替指定を受けた日に振り替えることができない場合は、当該振替指定を受けた日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

(預金残高の確認)

第28条 管理者は、直前の営業日に取扱金融機関に照会して、その日の営業終了時における加入者の指定口座又は投票用口座の預金残高を確認するもの

とする。

(車券の閲覧)

第29条 加入者は、第23条の規定により市が加入者に代わって受領した車券について、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り閲覧することができるものとする。

(異議の申立て)

第30条 加入者は、当該加入者が行った電話投票に関し、当該電話投票に係る競走が実施された日から60日以内に、管理者に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票の記録)

第31条 管理者は、加入者が行った電話投票のための投票の内容を記録し、当該記録を当該電話投票に係る競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

(委任)

第32条 この規程に定めるもののほか、電話投票の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。